

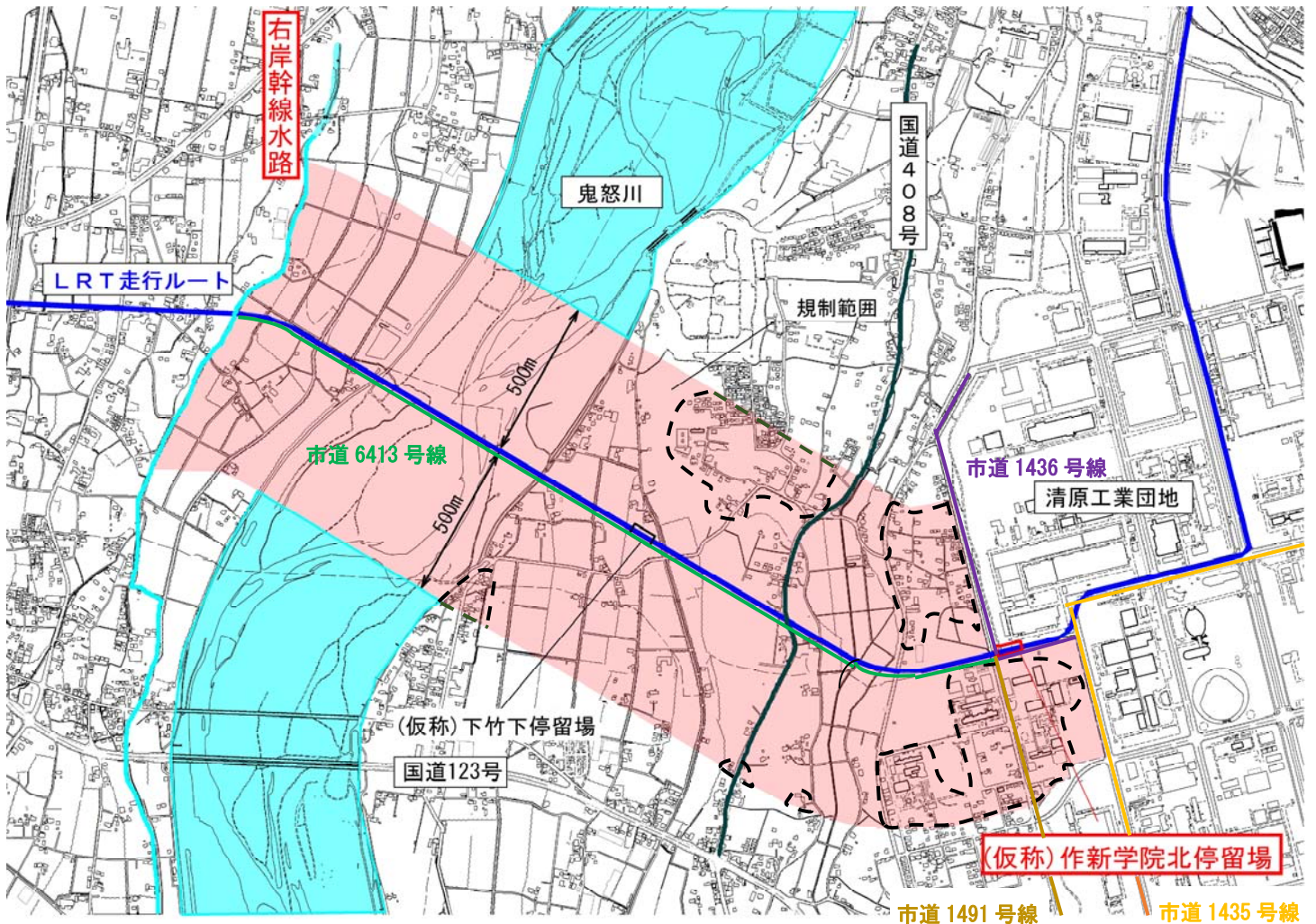
屋外広告物の規制見直し概要（令和3年7月1日適用）

LRT沿線の中でも、特に、宇都宮を印象付ける雄大な自然景観を望める鬼怒川周辺のエリアについて、新たな野立広告物等の掲出を防止し、遠く広がりのある眺望や今ある田園風景の保全に取り組みます。

概要について


○ 対象区域

右岸幹線水路から（仮称）作新学院北停留場付近までのLRTの走行ルートから展望できる区域（両側500mの範囲）です。




 の区域：禁止地域に指定します。

⇒ 詳細は2頁の①をご覧ください。

 の区域：現在の基準で掲出できるところもあります。⇒ 詳細は3頁の②をご覧ください。

① 見直しの内容について

対象区域を現在の「第1種許可地域」から「禁止地域」へ見直します。
 具体的な見直しの内容については、以下のとおりとなります。

地域種別 種類	現行	見直し案
	第1種許可地域	禁止地域
自家用広告物 (営業所や店舗の敷地内に掲出する広告物)	掲出可 ※敷地内掲出面積の上限： <u>なし</u> ※広告種類に応じた規制有り。 敷地内広告板 ⇒ 高さ6m以下 面積合計20㎡以内 壁面広告物 ⇒ 表示面積合計20㎡以内など	掲出可 ※敷地内掲出面積の上限： <u>30㎡以内</u> ※広告種類に応じた規制有り。 敷地内広告板 ⇒ 高さ6m以下 表示面積合計20㎡以内 壁面広告物 ⇒ 表示面積合計20㎡以内など
自家用広告物以外 (野立広告物等)	掲出可 ※広告種類に応じた規制有り。 野立広告板 ⇒ 高さ3m以下, 表示面積10㎡以下など	原則禁止  野立広告物

※ 下線箇所が今回の変更点です。

○ 掲出が可能な広告物



自家用広告物
(敷地内の表示面積30㎡以内)



小規模な案内誘導看板等



公共的目的で設置するもの

この他にも掲出が可能な広告物があります。

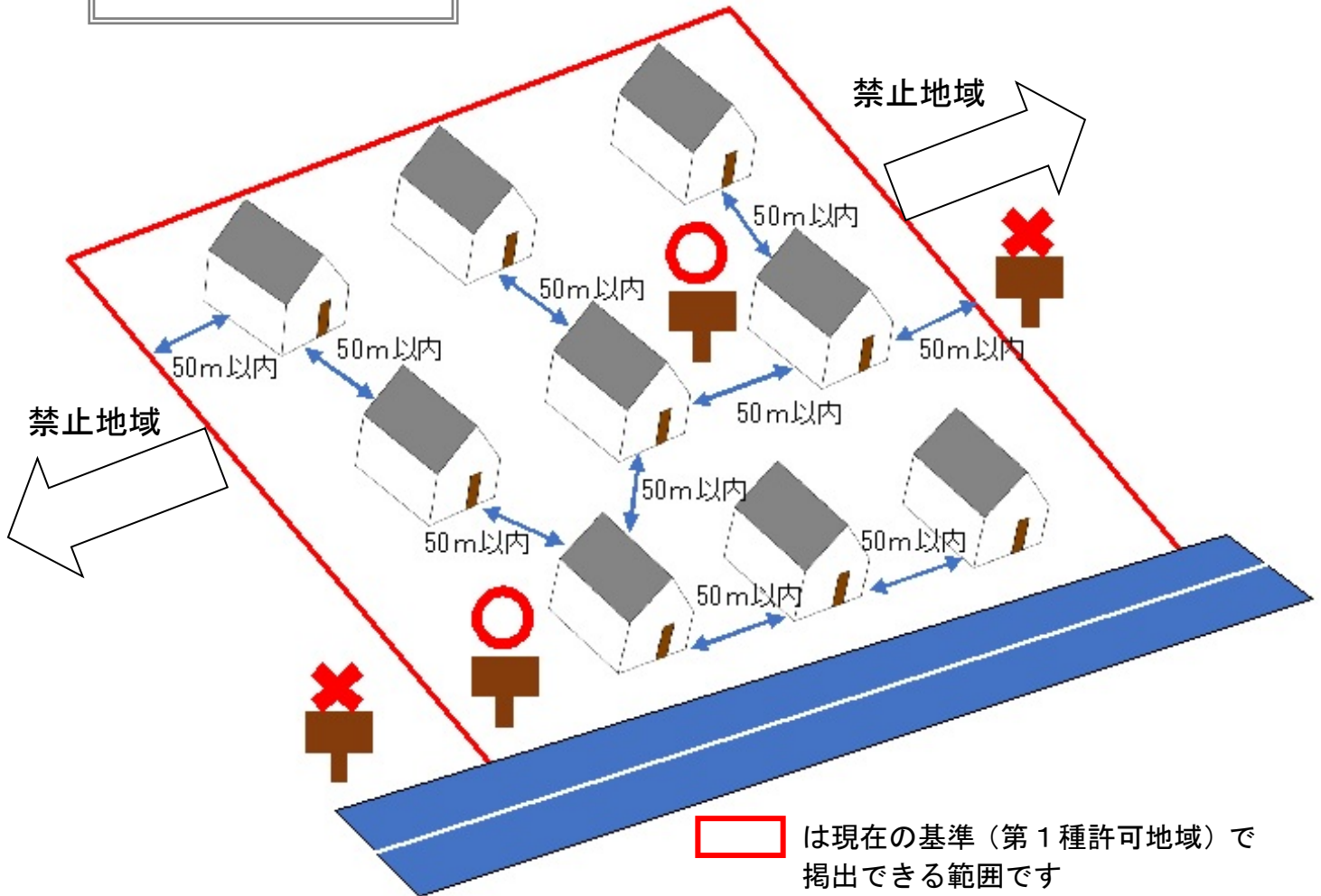
- ・冠婚葬祭等のため一時的に会場内に表示するもの
- ・講演会、展覧会等のため一時的に会場内に表示するもの
 など

② 現在の基準で掲出できる場所もあります。

家屋連続区域（家屋間の距離が50m以内の間隔で30戸以上連続している区域）については、現在の基準（第1種許可地域）で広告物の掲出ができます。

※ 家屋の建築や解体によって、区域の範囲が変わることもあります。

家屋連続区域のイメージ図



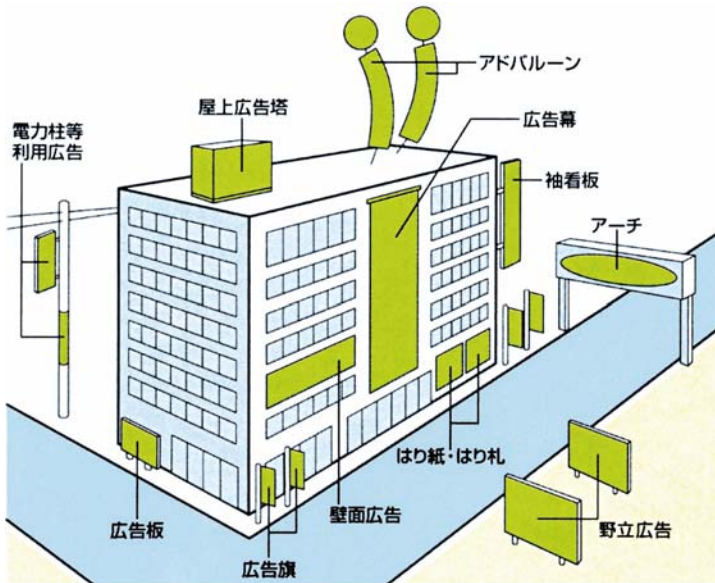
③ 現在掲出されている広告物の取り扱いについて

現在、既に許可を受けて掲出されている広告物については、禁止地域が指定された日から3年間は、引き続き設置しておくことができます。

屋外広告物とは

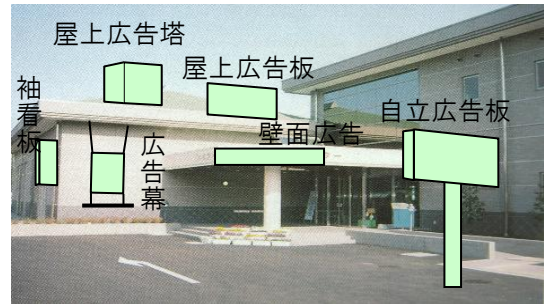
みなさんの身のまわりにある、ポスターや看板など、屋外に表示されているものがいわゆる屋外広告物です。常時又は一定期間継続して、公衆に表示されるものであれば、営利目的でなくても屋外広告物になります。

● 屋外広告物の種類



自家用広告物

営業所や店舗の敷地内に掲出する広告物



同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が、15㎡を超えるときは許可申請が必要になります。

自家用広告物以外

営業所や店舗の敷地以外に掲出する広告物
野立広告物等



自家用広告物以外の広告物は、表示面積に関わらず、許可申請が必要になります。

屋外広告物に該当しないもの

- ・ 街頭で配られているビラ
- ・ 音響の広告
- ・ 窓の内側から外に向けて表示された広告物